様式第20号(第22条関係)

|  |
| --- |
| 暗 使用許可決定通知書第　　　　　号　　年　　月　　日　　　　　　　　　　様出雲市上下水道事業管理者　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日付けで申請のありました暗の使用について、次のとおり決定したので出雲市下水道条例施行規程第22条第2項の規定により、通知します。 |
| 　 | 決定区分 | 　□　許可します　　　　　□　許可しません | 　 |
| 暗の場所 | 出雲市 |
| 使用の目的 | 　 |
| 電線等の断面積及び延長 | 断面積　　　　　　cm2・　延長　　　　　　m |
| 使用の期間 | 　　　年　月　日から　　年　月　日まで　　年　　月間 |
| 工事の期間 | 　　　年　　月　　日から　　　年　　月　　日まで |
| 工事施行者 | 住所氏名 |
| 暗使用料金 | 　 |
| 暗使用料の納付方法及び納入期限 | 　 |
| 許可条件又は不許可の理由 | 　 |
| 　１　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、出雲市長に対して審査請求をすることができます。　２　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、出雲市を被告として（訴訟において出雲市を代表する者は出雲市上下水道事業管理者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。　３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１　　年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することは　　できなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があっ　　た日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の　　取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。 |